

広島県告示第二百六十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年三月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県東広島市志和町志和堀及び同町志和西地内		土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
有屋川（五二〇）	土石流	次の図のとおり	有屋川（五二〇）	土石流	次の図のとおり
有屋川（五二〇隣a）	土石流	次の図のとおり	有屋川（五二〇隣a）	土石流	次の図のとおり
有屋川（五二〇隣b）	土石流	次の図のとおり	有屋川（五二〇隣b）	土石流	次の図のとおり
間島羽川（五二二）	土石流	次の図のとおり	間島羽川（五二二）	土石流	次の図のとおり
間島羽川（五二二隣a）	土石流	次の図のとおり	間島羽川（五二二隣a）	土石流	次の図のとおり
松原川（五二二隣a）	土石流	次の図のとおり	松原川（五二二隣a）	土石流	次の図のとおり
松原川（五二二隣b）	土石流	次の図のとおり	松原川（五二二隣b）	土石流	次の図のとおり
松原川（五二二隣c）	土石流	次の図のとおり	松原川（五二二隣c）	土石流	次の図のとおり
松原川（五二二隣d）	土石流	次の図のとおり	松原川（五二二隣d）	土石流	次の図のとおり
十日市川（五三五）	土石流	次の図のとおり	十日市川（五三五）	土石流	次の図のとおり

半川右三(七三二六b)	土石流	次の図のとおり	半川右三(七三二六b)	土石流	次の図のとおり
半川右三(七三二六隣a)	土石流	次の図のとおり	半川右三(七三二六隣a)	土石流	次の図のとおり
半川右三(七三二六隣b)	土石流	次の図のとおり	半川右三(七三二六隣b)	土石流	次の図のとおり
半川右三(七三二六隣c)	土石流	次の図のとおり	半川右三(七三二六隣c)	土石流	次の図のとおり
東川左一(七三二八a)	土石流	次の図のとおり	東川左一(七三二八a)	土石流	次の図のとおり
東川左一(七三二八b)	土石流	次の図のとおり	東川左一(七三二八b)	土石流	次の図のとおり
東川左一(七三二八c)	土石流	次の図のとおり	東川左一(七三二八c)	土石流	次の図のとおり
東川左一(七三二八d)	土石流	次の図のとおり	東川左一(七三二八d)	土石流	次の図のとおり
東川左一(七三二八e)	土石流	次の図のとおり	東川左一(七三二八e)	土石流	次の図のとおり
東川左一(七三二八f)	土石流	次の図のとおり	東川左一(七三二八f)	土石流	次の図のとおり
杉坂下川(五七一二)	土石流	次の図のとおり	杉坂下川(五七一二)	土石流	次の図のとおり
半川右一(七三二八)	土石流	次の図のとおり	半川右一(七三二八)	土石流	次の図のとおり
半川右一(七三二八隣a)	土石流	次の図のとおり	半川右一(七三二八隣a)	土石流	次の図のとおり
半川右一(七三二八隣b)	土石流	次の図のとおり	半川右一(七三二八隣b)	土石流	次の図のとおり
半川右一(七三二八隣c)	土石流	次の図のとおり	半川右一(七三二八隣c)	土石流	次の図のとおり
閩川右三(七三三七)	土石流	次の図のとおり	閩川右三(七三三七)	土石流	次の図のとおり
閩川右三(七三三七隣a)	土石流	次の図のとおり	閩川右三(七三三七隣a)	土石流	次の図のとおり

半川左二 （七三〇五）	土石流	次の図のとおり	半川左二 （七三〇五）	土石流	次の図のとおり
半川左三 （七三〇四）	土石流	次の図のとおり	半川左三 （七三〇四）	土石流	次の図のとおり
b) 半川左四 （七三〇三隣）	土石流	次の図のとおり	b) 半川左四 （七三〇三隣）	土石流	次の図のとおり
a) 半川左四 （七三〇三隣）	土石流	次の図のとおり	a) 半川左四 （七三〇三隣）	土石流	次の図のとおり
半川左四 （七三〇三）	土石流	次の図のとおり	半川左四 （七三〇三）	土石流	次の図のとおり
関川右一 （七三〇一）	土石流	次の図のとおり	関川右一 （七三〇一）	土石流	次の図のとおり
a) 関川右二 （七三〇〇隣）	土石流	次の図のとおり	a) 関川右二 （七三〇〇隣）	土石流	次の図のとおり
関川右二 （七三〇〇）	土石流	次の図のとおり	関川右二 （七三〇〇）	土石流	次の図のとおり
志和堀川 （五七一）	土石流	次の図のとおり	志和堀川 （五七一）	土石流	次の図のとおり
半川右二 （七三五八）	土石流	次の図のとおり	半川右二 （七三五八）	土石流	次の図のとおり
b) 関川右三 （七三三七隣）	土石流	次の図のとおり	b) 関川右三 （七三三七隣）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。